

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月25日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第 3 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（設置、廃止等の届出）</p> <p>第 5 条 前 3 条の規定は、市町立の幼稚園、<u>小学校又は中学校</u>の設置、廃止又は設置者の変更の届出について準用する。この場合において、これらの規定中「申請しなければ」とあるのは、「届け出なければ」と読み替えるものとする。</p> <p>（2部授業を行う場合の届出）</p> <p>第 6 条 令第25条第 5 項の規定により、<u>小学校又は中学校</u>において2部授業を行おうとするときは、省令第 9 条に規定するもののほか、学級数、児童又は生徒の数及び授業時間数を記載した書類並びに教室配置図を添えて届け出なければならない。</p>	<p>（設置、廃止等の届出）</p> <p>第 5 条 前 3 条の規定は、市町立の幼稚園、<u>小学校、</u><u>中学校又は義務教育学校</u>の設置、廃止又は設置者の変更の届出について準用する。この場合において、これらの規定中「申請しなければ」とあるのは、「届け出なければ」と読み替えるものとする。</p> <p>（2部授業を行う場合の届出）</p> <p>第 6 条 令第25条第 5 項の規定により、<u>小学校、</u><u>中学校又は義務教育学校</u>において2部授業を行おうとするときは、省令第 9 条に規定するもののほか、学級数、児童又は生徒の数及び授業時間数を記載した書類並びに教室配置図を添えて届け出なければならない。</p>

附 則

この規則は、平成28年 4月 1 日から施行する。